

■ 大倉幸三郎の記録 / 大倉信明（大倉幸三郎の妹チカの曾孫） 2013年1月16日

A. 国立公文書館 アジア歴史資料センター（デジタルアーカイブ）の記録から

1 海軍省-公文類纂-M3-5-9（所蔵館：防衛省防衛研究所）

明治3年3月28日（海軍操練所）

「海軍往復3月 水夫長大倉幸三郎外3名増給の義操練所より届」

水夫長 大倉幸三郎 右来四月ヨリ御給料十兩被下候事 同試補 七之助 右来四月ヨリ御給料八兩被下候事 一等水夫 岩吉 右来四月ヨリ御給料七兩被下候事 水夫小長申付候事 三等水夫試補 佐七 右業前上達二付二等水夫申付来四月ヨリ御給料五兩被下候事 右之通申付候間御届申上候也 三月二十八日 海軍操練所

2 海軍省-公文類纂-M4-11-35（所蔵館：防衛省防衛研究所）

明治4年6月24日（海軍兵学寮）

「兵学寮往復 水夫長大倉幸三郎以下昇級の件兵学寮申出」

一等水夫長 大倉幸三郎 右ハ水夫上長江「御附紙 水夫上長之儀ハ小艦ニ比例無之尤其人才至当ニ候ハ、中艦江乗組可申付候事」「富士艦乗組之儀ハ申出之通 右ハ二八日再付紙之事」三等水夫長 明石岩吉 右ハ二等水夫長江 三等水夫長 渡辺清次郎 右ハ二等水夫長江 三等水夫 加藤佐吉 右ハ砲手試職江 富士艦乗組之儀ハ申出之通右ハ二八日再附紙之事 二等水夫長 林七之助 右ハ一等水夫長江 一等水夫 森田吉三郎 右ハ按針手試補江 同 森本竹次郎 右ハ砲手試補江 同三等水夫 山本長次郎 加上源次郎 福尾勘次郎 山崎新吉 岡田常太郎 兼右栄吉 右ハ二等水夫江 四等水夫 北島梅吉 月岡友吉 高水重吉 山田元次郎 右ハ三等水夫江 五等水夫 田中彦七 井田三郎 大倉松蔵 右ハ四等水夫江 三等穀供 左山富五郎 右ハ・・・（以下省略） 右之通昇階申付度御省議如何可有御座裁此段申出使候也 辛未六月二四日 海軍兵学寮 兵部省 御中

3 海軍省-公文類纂-M4-45-69（所蔵館：防衛省防衛研究所）

明治4年8月

「兵学寮往復 專業学舎掛戸籍調兵学寮差出」

第九十七号ノ一 專業学舎掛戸籍調

一等水夫上長 明治四辛未年六月十日專業学被仰付候 大倉幸三郎 生国讃州塩飽島大百姓寅蔵 悴 未三十二才 妻 悴一人 娘一人 第一人 右家内八京橋弓町十九地所地守金蔵店ニ差置申候差 毛第八千代田形艦へ水夫相勤居申候 明治四辛未年二月十三日專業掛被仰付候 一等機械手 小林秀吉 生国房州吉見県卒族山根小平太次男 未三十年 妻 第一人 右家八築地小田原町二丁目 二十一番地所地守右衛門 店ニ差置申候 明治四辛未年正月十二日專業学掛被仰付候 二等水夫長 渡邊清次郎 生国讃州塩飽島泊り浦渡邊勘七 悴 未二十五年 妻 右家内八南品川二丁目四十

六番地所伊勢屋庄三郎借家へ差置申候 明治三庚午年十二月二日馬業学掛被仰付候 砲手・・・
(以下省略)

右之通御座候也 明治四辛未年八月

4 海軍省-公文類纂-M5-8-80 (所蔵館: 防衛省防衛研究所)

明治5年1月23日 (水兵本部)

「丁6号大日記 水兵本部申出 士官迫田丈四郎外58名筑波艦乗組被命度」

一千四百三十六号 不日筑波艦受取可申候二付当今乗組罷在候下等士官已下総テ乗組差免シ更
二別紙ノ人員乗組申付度候間可然御沙汰可被下候也 壬申正月二十三日 水兵本部 申出之通聞
届候事 上等下士官定乗組ノ分 迫田丈四郎 右小監 吉川金次郎 右厨宰 品川源五郎 右割烹手
ノ三人 一等下士官定乗組ノ分 松本順之助 右小監補 大倉幸三郎 妹尾平吉 林七之助 右水夫
長属 石橋健作 森本竹次郎 右前甲板長 梅田順平 和田兵助 右大檣樓長 中村七三郎 右前檣樓
長 丸山次八 右後甲板長 岩井長吉 右木工属 ノ十一人 二等下士官定乗組ノ分 吉田兼松 右療
養夫 自余船件 清水政吉 久保次七 霧田健次郎 尾崎八四郎 右後秀水夫 前田新助 山下喜吉
中尾八百吉 (以下省略)

5 海軍省-公文類纂-M5-14-86 (所蔵館: 防衛省防衛研究所)

明治5年5月7日 (東京府)

「乙3号大日記 東京府進達 水夫大倉幸三郎永暇願の件」

乙第三百四十二号 筑波艦乗組水夫大倉幸三郎父寅蔵重病二付幸三郎義暇願書御廻シ申入候処
右者医師容体証書無之趣ヲ以御返戻相成其段相達候二付今又国元ヨリ之書状添別紙之通歎願申
出親子之情実無余義次第二モ相聞候間書類等御廻シ申候可然御評決御回答有之度再急御掛合及
ヒ候也

壬申五月七日 東京府 海軍省 御中 別紙国元ヨリ之状并親類願書添

6 海軍省-公文類纂-M5-7-79 (所蔵館: 防衛省防衛研究所)

明治5年9月13日~明治5年10月5日 (省内 医官)

「戊5号大日記 諸工水火夫掛申出 水夫長属大倉幸三郎附属申付の件」

戊第一千八十三号 水夫長属 大倉幸三郎 右之者儀別紙医官見込差出年乗艦船へ乗組業前之儀ハ
格別出来致候者二有之候間於陸上相応之場所江御採用相成度因テ戸籍履歴相添此段見込申出候
也

壬申九月二十一日 諸工水火夫掛 造船局

申出之通 但申付候上可届出事 壬申十月五日

附箋 何レ之処ニ御用相成可然哉見込書御差出可有之候事 造船局御中

拾四級之月給被下当局附属へ御遣相成可然存候 但帆縫方へ御遣見込

記

水夫長属 大倉幸三郎 右者昨年来痺麻私症ニ而寒氣之節ハ足腫變急且麻痺ヲ等兼テ追々身体衰
弱逆茂艦上勤仕難相成尤宇モ陸地之勤等出来可申見込候也

壬申九月十三日 省内 医官

東京府下庶人 住所第一大区小八ノ区京橋弓町十九番地 大倉幸三郎

明治三庚午年三月二等水夫長拝命千代田艦江乗組同七月一等水夫二昇級 同四辛年七月水夫上長二昇級 同五壬申年正月水夫長属改名同二七日筑波艦へ右等級ニテ轉乗同九月八日乗組被免造船局入営

7 海軍省-公文類纂-M5-7-79 (所蔵館：防衛省防衛研究所)

明治5年10月7日(造船局)

「届之部 造船局届 水夫長属大倉幸三郎附属申付の件」

水夫長属 大倉幸三郎

附属申付候事

但十四級之月給被下候事

書面之通り本日申付候間及御届候也

申十月七日 造船局

秘史局 軍務局

8 海軍省-公文類纂-M5-10-82 (所蔵館：防衛省防衛研究所)

明治5年11月28日(主船局)

「届の部 主船寮届 付属山下岩吉外21名昇級の件」

届之部三十二号 二級山下岩吉 十級瀬戸元之助一 九級馬場竹一 十級大川和助一 十一級秋田政平 十一級富永安兵衛 十一級池田重次郎 十一級徳富寅吉 十二級山本友蔵 十三級小松林五郎 十三級吉田文治 十三級府井忠吉 十三級中村次郎吉 十三級今村辰男 十三級中村半左工門 十三級大倉幸三郎 十四級児玉実治 十四級小島藤次郎 十五級下坂昆吾 十五級清水徳兵衛 十六級須永万次郎 十六級岡田伊之助

右之通昇級申付候此段御届及候也

壬申十一月二十八日 主船局

本省御中

B. 東京都公文書館の記録から

1 官省御用留・3冊ノ内第地之冊・第1套第8篇〈戸籍課〉〔戸籍課簿書類纂・第1套名簿類・第8篇官省御用留3冊之内第地之冊〕

明治7(1874)年(戸籍課)

「開拓使へ採用致度に付24日出頭候様御達掛合 東京府士族脇屋義信、東京府管下平民大倉幸三郎

明治7年4月23日」
